

「登記相談」から

# 「登記手続案内」

に変わりました。

登記手続案内は、**事前予約制**です。

## ◇ 予約の方法 ◇

### 電話による予約 又は 窓口での予約

ができます。

予約は、平日の8：30～17：15まで（土・日・祝日・年末年始を除く。）  
予約の際は、お名前、ご住所、電話番号、予定されている登記申請の内容等をお伺いします。

## ご予約・お問合せ先一覧

### 不動産登記に関する手続案内

庁名	管轄区域	お問合せ先
大分地方法務局(本局)	大分市, 別府市, 由布市, 臼杵市	097-532-3161
杵築支局	杵築市, 国東市, 速見郡日出町	0978-62-2271
佐伯支局	佐伯市, 津久見市	0972-24-0772
竹田支局	竹田市, 豊後大野市	0974-62-2315
中津支局	中津市	0979-22-0584
宇佐支局	宇佐市, 豊後高田市, 東国東郡姫島村	0978-32-0508
日田支局	日田市, 玖珠郡九重町, 玖珠郡玖珠町	0973-22-2719

### 会社・法人登記に関する手続案内

庁名	管轄区域	お問合せ先
大分地方法務局(本局)	大分県内全域	097-532-3161

# 登記手続案内をご利用の皆さまへ



## ご利用は20分以内です

1回のご利用は、20分以内です。  
20分を過ぎると、次の利用者の案内に支障が出ますので、一旦案内を中断させていただく場合があります。  
案内時間は、午前9時から午後4時30分までです(正午から午後1時を除く。)



## 見本を参考に説明します

登記手続案内では、登記申請書の様式を利用して、登記申請書の一般的な記載事項、作成上の留意点及び必要な添付書類を説明します。  
なお、登記申請書や添付書類の個別具体的な説明は、いたしかねますので、ご了承ください。



## 事前の審査・法的判断はできません

担当者が、事前に、登記申請書や添付書類に不備がないか審査することはできません。また、法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。  
提出後の登記申請書や添付書類に不備等があった場合には、法務局から連絡をします。



## ご自身で作成してください

登記申請書は、ご自身で作成することになります。  
現在の登記の内容は、登記事項証明書(要約書)により、ご自身で確認してください。  
会社・法人は、定款等を十分に確認してください。

## 申請資格のない方のご利用はお断りしています

登記手続案内のご利用は、所有者(相続人を含む。)本人又はその代理人としての親族・会社の従業員などに限られます。本人確認を行う場合がありますので、ご協力ください。  
法令上、代理申請を行う資格のない方(行政書士、税理士など)のご利用はお断りしています。



- ・申請書作成が難しい
- ・時間がない



司法書士・土地家屋調査士  
に相談できます。

★ 大分県司法書士会

☎ 097-532-7579

★ 大分県土地家屋調査士会

☎ 097-532-7709